

# KanH●Kyo

2019/1  
vol.100

記念特集 1 表紙全集と100回の歩み

## CONTENTS

あいさつ	3	協議会会長 高瀬 太
	4	千葉県知事 森田 健作
協議会活動	5	理事会
	6	研修会・セミナー等開催状況
会員紹介	8	袖ヶ浦バイオマス発電株式会社
	9	宝酒造株式会社
行政ニュース	10	「次期「千葉県環境基本計画」の策定に」について
	12	「「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」の改正について」
	14	「土壌汚染対策法の改正について」
	16	「特別管理産業廃棄物多量排出事業者の電子マニフェスト使用義務化について」
	17	「我が家のCO2CO2スマート大作戦2018・冬の実施について」
	18	「ちば環境学習応援団の募集について」
地域部会、イベント等	19	地域部会活動報告
	20	エコメッセ2018in ちば
	21	協議会スケジュール、お知らせ





# 会報 発行 100号 記念

創刊号から  
第100号までの  
表紙全集



創刊号から第85号まで  
継続して裏表紙を飾る挿絵

# 会報 100回の歩み

西暦	元号	発刊	主な出来事	
1975	昭和50年10月	創刊号	B5判・白黒 年3回発行 協議会発足:昭和50年3月20日 「社団法人 千葉県公害防止管理者協議会」 会員数292(現200)工場・事業場	 設立当時の研修会
1976	昭和51年7月	第4号	会報広告の掲載開始	
1979	昭和54年7月	第13号	設立5周年記念 公害防止管理者大会 環境論文入選者発表及び表彰と講演、 結びに大会決議表明	 5周年記念大会
1979	昭和54年11月	第14号	「房総の歴史」寄稿開始 郷土にゆかりのある武人、文人及び 神社仏閣等の紹介を69回連載	 房総の歴史から
1980	昭和55年11月	第17号	「リレー訪問(会社訪問)」開始 初回訪問先「キッコーマン」65回連載	
1984	昭和59年11月	第29号	設立10周年記念式典 記念誌発行 昭和59年9月 表彰、記念講演、祝賀会	 10周年記念 沼田知事
1985	昭和60年7月	第31号	表紙を撮影写真へ変更	
1987	昭和62年7月	第37号	年度3回から2回発行へ変更	
1989	平成元年			
1994	平成6年7月	第51号	社団法人「環境保全協議会」へ名称変更	
1996	平成8年1月	第54号	設立20周年記念式典 平成7年11月 表彰、記念講演、祝賀会	 20周年 記念パーティー
2003	平成15年1月	第68号	B5判からA4判へサイズ変更	
2006	平成18年8月	第75号	事務局移転 平成18年 旧自治会館から現千葉県森林会館	
2011	平成23年1月	第84号	第65回「リレー訪問(会社訪問)」終了 最終回訪問先「日立メディコ」 第69回「房総の歴史」終了	 最終リレー訪問
2011	平成23年8月	第85号	全面カラー版、タイトル「kanhokyo」へ変更 「会員紹介」コーナーの開始	
2012	平成24年8月	第87号	「一般社団法人」環境保全協議会へ法人化移行	
2016	平成28年8月	第95号	ホームページへ会報の登録開始 創刊号から全ての閲覧が可能となる	 環協HP
2019	平成31年1月	第100号		

## あいさつ

会長 高瀬 太  
宇部興産(株)千葉石油化学工場長

明けましておめでとうございます。  
お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。  
年頭にあたり、ご挨拶申し上げます。

昨年は会員各社の皆様のご協力、ならびに関係行政の皆様のご指導ご支援を賜り、当協議会の活動を計画どおりに遂行することができました。心よりお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、7月に西日本豪雨により広島県や岡山県をはじめとし広範囲で大きな被害が発生しました。また、9月には台風21号、24号という大型の台風が列島を縦断し、荒天、雨天にみまわれました。被害を受けた皆様も少なくないのではないのでしょうか。ここ数年、日本では豪雨や台風により大きな被害が続いています。国内だけでなく世界的な規模でも異常気象のニュースを目にすることが少なくありません。COP24で「パリ協定」の実施ルールについて合意がなされましたが、やはり地球温暖化は今後の最も重要な地球環境問題のひとつであることは間違いないのではないのでしょうか。

景気の動向は底堅い内外需を背景に緩やかに成長を続けていると言われておりますが、中国における大気汚染問題への対応や米中関税摩擦など先行きの不透明感も深まっています。一方で2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けたスポーツの活性化、2025年の大阪万博決定など明るいニュースも少なくありません。未来に向けて、経済のさらなる発展と環境保全活動が一体であることは皆様のご認識の通りだと思います。

今日の環境保全活動は、地球温暖化防止、廃棄物の利用、化学物質の管理、大気汚染・水質汚濁防止、生物多様性など多岐にわたり、これらは地球規模の課題として取り組まれております。当協議会ではこのような状況を理解し、各産業、企業の枠を超えて、環境保全に関する知識と技術向上の支援活動や、県民の皆様に対して環境保全に関する知識と技術の普及啓蒙活動を行うことで、工場、事業場等における公害防止管理の円滑な遂行と地域における環境の保全のための努力を続けております。また、今後も国内外の動向を把握しながら、関係行政の皆様や住民の皆様とコミュニケーションを密にし、環境保全に取り組んで参ります。

最後に、各会員各社の皆様の益々のご活躍、ご発展を祈念するとともに、皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



## あいさつ



千葉県知事 森田 健作

明けましておめでとうございます。

一般社団法人千葉県環境保全協議会の皆様には、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、記念すべき第100号の会報発行を心よりお祝い申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催まで、残すところ1年半あまりとなりました。大会を成功に導くうえで、本年は大切な年となります。

7競技が実施される幕張メッセの大規模改修や、サーフィン会場となる釣ヶ崎海岸における自然公園施設の整備に加え、都市ボランティアの育成や障害者スポーツの普及促進など、競技が実施される県として、ハード・ソフト両面から環境整備を着実に進めてまいります。

この機会を捉え、国内外から訪れる方々に「千葉に来てよかった!」、「また千葉に来たい!」、とっていただけるよう、引き続き、オール千葉でのおもてなし力の向上と機運の醸成に取り組んでまいります。

また、環境分野では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「千葉県環境基本計画」について、次期計画の策定に取り組んでいるところです。

豊かで多様な自然環境や県民の生活環境を保全するため、大気・水環境の常時監視や事業者への指導、産業廃棄物不法投棄に対する24時間365日対応の監視パトロールなど、様々な施策に取り組んできた結果、大気・水環境の改善が図られたほか、産業廃棄物の不法投棄も大幅に減少しております。

しかしながら、本県を取り巻く状況を見ると、外来生物や特定の鳥獣の著しい増加による農作物被害や生態系への影響、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出量削減、大規模災害時等における環境問題への対応など、解決に向けて取り組んでいかなければならない課題は山積しています。

次期計画では、これらの課題の解決に適切に対応するとともに、環境と経済の好循環の創出という視点も盛り込みたいと考えております。

新たな年号を迎えるこの節目の年におきましても、「次世代の若者や子どもたちが誇れるような千葉県の実現」に向け、全力で取り組んでまいりますので、今後とも、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協議会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げます、新年のあいさつといたします。

## 協議会活動

## 第3回理事会

【10月3日(水)】

平成30年度上期の活動状況報告と下期の活動計画具体案等について審議しました。会員の状況については下表のとおりです。

区分	正会員	賛助会員	計
H30.3 末 会 員	195	5	200
新 規 会 員	0	0	0
退 会 会 員	0	1	1
H30.9 末 計	195	4	199



第3回理事会

研修会・セミナー等の主な行事予定は目次「協議会スケジュール」のページを参照願います。

## 公害防止管理者育成研修

## 【水質関係】 9月20日(木)

- ・「生物を用いた水環境評価・管理 ～事業場排水の場合～」  
国立環境研究所 工学博士 渡部 春奈 氏
- ・「土壌汚染対策法の改正について」  
(株)環境管理センター 企画グループ 小西 亮輔 氏
- ・「空気軸受式可変速単段ターボブロワ」  
新明和工業(株) 流体営業部 プロジェクト推進部  
課長代理 高橋 淳一 氏



## 【騒音振動悪臭関係】 11月15日(木)

- ・「千葉県の悪臭防止行政の現状と課題について」  
千葉県大気保全課 特殊公害班 副主査 小林 真希子 氏
- ・「工場事業場における臭気対策の考え方と実際」  
(株)環境管理センター 技術センター  
におい・かおり Lab Lab長 榎本 長蔵 氏
- ・「三点比較式臭袋法による臭気指数測定」  
(株)環境管理センター 技術センター  
榎本 長蔵 氏、中村 友香 氏  
資器材協力： 近江オドエアーサービス(株) 営業部  
東日本営業所 能瀬 裕朗 氏、丹羽 和浩 氏
- ・「携帯式VOCガス検知器について ー日本初！ 無線機能を搭載ー」  
日本ハネウエル(株) ハネウエル・インダストリアル・セーフティー  
大久保 昌弘 氏





## 【化学物質関係】 1月16日(水)

- ・「千葉県の化学物質対策の取組について」  
千葉県大気保全課 大気指導班 班長 黒須 浩 氏
- ・「リスクコミュニケーションの事例紹介  
～千葉地区RC（レスポンシブル・ケア）大会から～」  
日本曹達(株) 千葉工場 RC・工務部 RC推進チーム チームリーダー 倉山 勲 氏
- ・「事業所におけるこれからの化学物質管理  
～リスクコミュニケーションのノウハウ（演習）～」  
化学物質アドバイザー 小山 富士雄 氏、荒川 いずみ 氏



模擬リスクミ

## 公害防止管理者実務講習

【12月5日(水)】

- ・「審査機関から見たISO移行対応状況について」  
(一財)日本品質保証機構  
認定MSアドバイザー 仲矢 新 氏
- ・「企業のISO14001移行対応状況について」  
①JNC石油化学(株) 市原製造所 環境安全品質部  
環境安全品質部 次席 上村 勝 氏  
②(株)クボタ 京葉工場 環境安全課 中谷 正昭 氏
- ・「ESG及びSDGsの概要とNECの取組み」  
－気候変動問題を中心に考える－  
NECファシリティーズ(株) 北関東ファシリティマネジメント事業部  
IFMプロデューサー 染谷 正行 氏



## 廃棄物関係管理者研修

### 【適正処理研修】 9月11日(火)

- ・「産業廃棄物行政の現状と今後の展望について」  
関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物対策等調査官 生越 洋三 氏
- ・「水銀廃棄物、有害使用済機器、親子会社間の法改正に係る千葉県の対応について」  
千葉県廃棄物指導課 産業廃棄物指導室 主幹 庄山 公透 氏
- ・「契約書／委託基準の疑問に答える」  
メジャーヴィーナス・ジャパン(株) シニアコンサルタント 堀口 昌澄 氏
- ・「蛍光灯PCB処理の促進について」  
(株)東亜オイル興業所 営業部 営業課 グループリーダー 橋本 光永 氏



**【施設見学会】 10月18日(火)**

- ・バイオエナジー(株) 城南島工場  
メタン発酵システムにより発生するガスエネルギーによる発電と熱利用、及びガス供給事業
- ・(株)クレハ環境 ウェステックかながわ  
廃熱を利用したサーマルリサイクル発電をはじめ、最新設備で様々な廃棄物に対応



**【資源循環研修】 1月21日(月)**

※千葉県との共催「廃棄物のリサイクル推進マッチングセミナー」

- ・第一部 中国等による廃棄物の輸入規制等に係る影響について
  1. 「県内の廃プラスチック類の処理状況について  
～中国環境規制を受けた破碎・選別上の課題～」  
千葉県廃棄物指導課 監視指導室 副主幹 平野 俊幸 氏
  2. 「国内リサイクル業への影響と状況について」  
リバーホールディングス(株) 新事業開発室 室長補佐 前田 政司 氏
  3. 「廃棄物エネルギーの産業利用の可能性について」  
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 担当部長 瀬戸 俊之 氏
- ・第二部 廃棄物処理業者による事業PR
  1. 「アンケート調査結果の概要」  
千葉県循環型社会推進課 資源循環企画室 副主幹 三ヶ島 治子 氏
  2. 事業PR
    - ①(株)エコ・マイニング ②エム・エム・プラスチック(株)
    - ③(株)ダイセキ ④杉田建材(株)
- ・第三部 名刺交換会  
排出事業者と処理業者とのフリーの名刺交換、及び打合せ相談



**ISO14001内部監査員養成セミナー**

【11月27日(火)～28日(水) (2日間コース)】

講師 (株)品質保証総合研究所 (J Q A I)  
主席講師 (EMS 主任審査員) 青木 雅彦 氏

2015年移行対応が終了してホッとする中、新規格に適合した内部環境監査員の養成セミナーを開催しました。



講義風景



グループ演習



グループ討議



## 会員紹介①

# 袖ヶ浦バイオマス発電株式会社

当社「袖ヶ浦バイオマス発電株式会社」は、株式会社ガスアンドパワー（大阪ガス株式会社 100% 出資子会社）の 100% 出資子会社として 2018 年 7 月に設立され、10 月に千葉県環境保全協議会に加入致しました。

## 事業の概要

当社は、袖ヶ浦市の旭化成株式会社様千葉工場内にバイオマス専焼の発電所を建設し、その燃料となるバイオマス（木質ペレット<sup>※</sup>）の受入、貯蔵、払出を行う燃料中継基地を近隣の日本燐酸株式会社様事業所内に建設いたします。

本事業は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（2012 年 7 月施行）に則り、カーボンニュートラルなバイオマス燃料による専焼発電を行うもので、温室効果ガス排出削減にも貢献するものです。

2022 年 7 月の発電所運用開始を目指し、2019 年から建設工事を開始する予定です。

項目	発電所の概要
敷地面積	約 30,000㎡
施設概要	バイオマス専焼発電設備
発電容量	7.5 万 kW
主な設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー（循環流動層方式）</li> <li>・蒸気タービン</li> <li>・発電機</li> <li>・燃料貯蔵搬送設備</li> <li>・環境対策設備</li> </ul>
復水冷却	工業用水による冷却塔方式
使用燃料	バイオマス（木質ペレット <sup>※</sup> ）



### ※木質ペレット

林地残材や製材所等から出るおが粉やカンナ屑等を圧縮成型してペレット状にしたものです。本事業では燃料中継基地で受入、貯蔵した木質ペレットをトレーラーにて発電所まで輸送し燃料として使用する計画です。



【木質ペレット（イメージ）】  
（Φ6～8mm）



【木質ペレットの輸送（燃料中継基地⇒発電所）（イメージ）】

発電容量：7.5 万 kW

## 会員紹介②

## 宝酒造



## ＜企業理念＞

自然との調和を大切に、  
発酵やバイオの技術を通じて  
人間の健康的な暮らしと生き生きとした  
社会づくりに貢献します。

## ＜工場概要＞

宝酒造株式会社松戸工場は、1964年に当時、北区の王子にあった工場と千葉県の市川市にあった工場を集約して北松戸で操業を開始いたしました。

生産アイテム数は、主力の焼酎、缶チューハイ、みりんなど400アイテム以上、宝酒造の生産数量の約半分を生産しております。現在、東日本にある唯一の工場として、京都の伏見工場と並んで弊社の基幹工場であります。

2000年にはISO14001の認証を取得し、あらゆる分野で環境に対する取り組みを推進しております。また、環境配慮型商品の開発にも力を入れており、エコマーク認定の超軽量びんをはじめ、アルミ缶、パウチ、紙パックなどあらゆる容器の軽量化を不断に追及しており、容器包装のリデュース（Reduce: 減量化）、リユース（Reuse: 再使用）、リサイクル（Recycle: 再資源化）の3Rに、昔ながらの酒類の“量り売り”を全国に展開するなど、リフューズ（Refuse: 発生回避）を加えた4Rの取り組みを進めております。

このような弊社の取り組みに対しまして、平成26年度には3R推進功労者等表彰で内閣総理大臣賞を、そして今年度は、公益財団法人日本環境協会が主催する「エコマークアワード2018」で最優秀賞を受賞しました。



## 行政ニュース

# 次期「千葉県環境基本計画」の策定について

千葉県環境生活部環境政策課

千葉県では、これまでの環境の保全に関する様々な取組により、大気環境や水環境に一定の改善が図られたほか、廃棄物の不法投棄が大幅に減少するなど、成果が見られました。

しかしながら、本県を取り巻く状況を見ると、引き続き解決に向けて取り組んでいかなければならない課題が山積しています。

そこで、本県における環境問題に適切に対応し、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくために、本年3月を目前に、第三次となる「千葉県環境基本計画」を策定します。

### 1. 計画の位置付け

本計画は、千葉県環境基本条例に基づき策定する、環境分野における基本となる計画で、環境の保全に関する長期的な目標を定めるとともに、上位計画として、環境分野の個別計画等に施策の基本的方向を示し、諸施策を総合化・体系化することで、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。

計画期間は、2019年度を初年度とし、2028年度を目標年次とする10カ年とします。

### 2. 計画の目標

将来の世代も千葉の豊かな環境の恵みを享受できるよう、環境を保全し、県民のかけがえない資産として、将来の世代に引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの重要な責務です。そこで、「目指す将来の姿」を「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』」とし、その実現に向けて、「地球温暖化対策の推進」「循環型社会の構築」「豊かな自然環境の保全と自然との共生」「野生生物の保護と適正管理」「安全で安心な生活環境の保全」の5つの基本目標を設定しています。

### 3. 分野を横断するテーマ

環境・経済・社会的課題が複雑に絡み合っている状況においては、環境政策についても、特定の施策が複数の異なる課題を解決するよう、分野横断的に施策を展開し、これらの課題の同時解決を目指すことが重要です。そのため、本計画では、持続可能な社会の構築という観点から「環境と経済の好循環の創出」「環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくり」「健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現」「持続可能な社会を築く人・ネットワークづくり」の4つの分野横断的なテーマを設定し、分野横断的に施策を展開することで、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指します。

### 4. 施策の展開方向

5つの基本目標の達成に向けて、6つの政策分野、23の施策項目を設定し、各分野の施策の推進に当たっては、分野を横断するテーマを踏まえて、分野横断的に展開します。

### 5. 次期環境基本計画のポイント

#### (1) 現環境基本計画における課題を踏まえた対応

「野生生物の保護と適正管理」を基本目標の1つに掲げ、特定外来生物対策や有害鳥獣対策を強化します。

## (2) 新たな環境問題への対応

- ・温室効果ガスの排出抑制を行う緩和策を引き続き進めるとともに、気候変動に伴う影響への適応策を検討し、各施策で気候変動への影響に備えます。
- ・産業廃棄物再生品（再生土）の適正利用を一層推進します。
- ・災害廃棄物対策など、大規模災害時等における環境問題への対応を図ります。

## (3) 環境と経済の好循環の創出

環境に配慮した経済活動を促進するとともに、環境保全に資する産業の振興を図ることなどにより、環境保全を通じて経済に利益をもたらし、経済活動を通じて環境保全に寄与するような、環境と経済の好循環を目指します。

# 千葉県環境基本計画(案) 概要図

### 第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画期間：2019年度から2028年度までの10年間 4 計画の構成

### 第2章 計画の目標

#### 環境問題等に対する基本認識

- 1 持続可能な社会に向けた環境・経済・社会的課題の同時解決  
2 地球温暖化 3 循環型社会 4 自然環境 5 生活環境 6 環境を守り育てる人・ネットワーク

#### 目指す将来の姿

みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』

～ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境をみんなのチカラで築き、次の世代に伝えていく～

#### 基本目標

- 1 地球温暖化対策の推進 2 循環型社会の構築 3 豊かな自然環境の保全と自然との共生  
4 野生生物の保護と適正管理 5 安全で安心な生活環境の保全

### 第3章 施策展開の基本的な考え方

分野を横断する4つのテーマを設定  
分野横断的に施策を展開

**環境・経済・社会的課題の同時解決**

環境と経済の好循環の創出

環境と調和のとれた持続可能で魅力ある地域づくり

健康で心の豊かさを実感できる暮らしの実現

持続可能な社会を築く人・ネットワークづくり

### 第4章 施策の展開方向

各分野に係る施策：6つの政策と23の施策

政策1 地球温暖化対策の推進	政策2 循環型社会の構築	政策3 豊かな自然環境の保全と自然との共生	政策4 野生生物の保護と適正管理	政策5 安全で安心な生活環境の保全
1 再生可能エネルギー等の活用 2 省エネルギーの促進 3 温暖化対策に資する都市・地域づくり等の促進 4 気候変動への適応	1 再生土への対策の推進 2 残土の適正管理 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 4 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止	1 生物多様性の保全に向けた総合的施策の展開 2 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用 3 地域の特性に応じた環境の保全	1 希少野生生物の保護・回復 2 有害鳥獣対策の強化 3 特定外来生物の早期防除	1 良好な水環境の確保 2 良好な水環境の確保 3 良好な水環境の確保 4 騒音・振動・悪臭の防止 5 化学物質・放射性物質への対策

#### 政策6 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

- 1 環境学習の推進と環境保全活動の促進 2 環境保全の基盤となる施策の推進  
3 環境と経済の好循環の創出 4 災害時等における環境問題への対応

### 第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 2 各主体に求められる役割 3 計画の進行管理（指標を活用して、マネジメントサイクルに基づき毎年度実施）



## 「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」の改正について

千葉県環境生活部大気保全課

県では、窒素酸化物による大気汚染を防止するため、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、発電等に用いる施設について、大気汚染防止法に定める排出基準よりも厳しい指導基準を設け、窒素酸化物の排出抑制を図っています。特に、発電事業等については窒素酸化物の排出量が多いことから、発電事業用の発電ボイラー等に対しては、さらに厳しい指導基準（以下「発電事業者指導基準」という。）により指導を行っています。

しかし、近年、電気事業法の改正や技術の進歩により、発電事業者指導基準が設定されていなかった施設（ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関）を用いた発電事業が行われるようになり、これらの施設による窒素酸化物の増加が懸念されたことから、当該施設についても発電事業者指導基準を定める等の要綱改正を行い、平成30年7月1日に施行しました。

なお、要綱では、千葉市及び船橋市は対象区域から除くこととしておりますが、両市においても県と同様な要綱（千葉市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱、船橋市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱）が制定されており、このたび、県と同様な発電事業者指導基準を定める等の改正が行われ、千葉市においては平成30年7月25日から、船橋市においては平成30年11月1日から施行されています。

### 1. 千葉県の大気環境

県における二酸化窒素に係る大気環境は、下表に示すとおりで、環境基準は全測定局で達成しているものの、県が独自に設定した県環境目標値の達成率は100%に達していません。また、窒素酸化物や揮発性有機化合物等の光化学反応により生成する光化学オキシダントの環境基準は、依然、全測定局で未達成です。同様に、光化学反応など複雑な機構によっても生成すると推定されるPM2.5の環境基準達成率も100%には達していません。

このため、二酸化窒素に係る大気環境を改善し、光化学オキシダントやPM2.5対策を進めるには、窒素酸化物の削減対策が引き続き必要な状況となっています。

#### 【環境基準等の達成状況】

項 目		一般環境大気測定局			
		平成29年度			平成28年度 達成率 (%)
		測定局数	達成局数/ 有効測定局数	達成率 (%)	
環境基準	二酸化窒素	97	97 / 97	100	100
	光化学 オキシダント	90	0 / 90	0	0
	微小粒子状物質 (PM2.5)	46	41 / 43	95.3	97.6
県環境目標値	二酸化窒素	97	95 / 97	97.9	100

## 2. 要綱の概要（今回改正前）

要綱では、県内の工場又は事業場に設置される発電ボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関から排出される窒素酸化物について、大気汚染防止法の排出基準より厳しい、以下の2種類の指導基準を定めています。

### （1）発電事業者が事業に供する施設の指導基準

#### 【発電事業者指導基準】

施設の種類	定格出力 (万 kW)		
	5 未満	5 以上 15 未満	15 以上
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm

### （2）（1）以外の施設の指導基準

施設の種類	区 域	
	特別地域	その他の地域
発電ボイラー	40 ppm	60 ppm
ガスタービン	20 ppm	30 ppm
ディーゼル機関	100 ppm	150 ppm
ガス機関	200 ppm	300 ppm
ガソリン機関	200 ppm	300 ppm

（備考）

「特別地域」：野田市（旧関宿町区域を除く）、流山市、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の13市の区域

「その他の区域」：千葉県の区域のうち特別地域以外の区域

## 3. 主な改正の内容

今回改正では、2.（1）及び（2）の他に、発電事業者指導基準が適用される施設として、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を追加し、その指導基準を下表のとおり設定、平成30年7月1日から施行しました。（平成30年6月30日までに設置された施設は、設置工事に着手されたものを含めて、従前の基準が適用されます。）

また、発電事業に係る定格出力の合計が3,000kW未満の工場又は事業場については、下表の基準は適用せず、これらの施設の指導基準は、2.（2）の指導基準となります。

#### 【追加した発電事業者指導基準】

施設の種類	指導基準
ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	40 ppm
ガソリン機関	200 ppm

なお、発電事業者が発電事業の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は2.（1）、それ以外の施設（自家用発電施設等）の指導基準は2.（2）のとおりであり、これまでと変更ありません。



## 土壌汚染対策法について

千葉県環境生活部水質保全課

今般の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）の改正については、平成30年4月1日に第一段階施行として、指定が解除された要措置区域等の台帳の調製及び保管の方法等の規定が追加されました。平成31年4月1日には第二段階施行として主に表1に示す内容の改正が行われます。この改正により、事業者におかれましては、新たな届出の手続や調査等が必要になる場合がありますので、手続等に当たっては遺漏のないようお願いいたします。

本稿では第二段階施行による改正内容のうち、有害物質使用特定施設<sup>\*</sup>を設置している又は使用を廃止した工場又は事業場である土地の形質の変更に係る新たな規制と、地下浸透防止措置が行われている有害物質使用特定施設使用廃止後の調査に係る規制緩和の2点に絞って説明します。

その他の内容については、環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/water/dojo/law.html>）を参照願います。

なお、本稿は、平成30年11月に環境省がパブリックコメントを実施した「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案」に基づき作成したものであり、今後施行される省令と内容が異なる場合があります。

※水質汚濁防止法（昭和46年法律第88号）に規定する特定施設であって、法第2条第1項で定める特定有害物質をその施設において製造し、使用し又は処理しているものをいう。

表1 主な改正内容

	改正内容
厳格化 (強化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質使用特定施設を操業中や使用を廃止した工場又は事業場である土地の形質の変更に係る新たな規制（1参照）</li> <li>措置の指示に対する計画書の提出義務の創設</li> <li>土壌ガス調査でVOCが検出された場合、分解生成物もボーリング調査時の調査項目に追加</li> </ul>
合理化 (緩和)	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨海部特例区域の創設</li> <li>自然由来特例区域間の土壌の移動が可能</li> <li>地下浸透防止措置が行われている範囲を「汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地」に分類（2参照）</li> <li>法第4条の調査命令の発出は、形質変更深度の1m深い深度までの範囲に汚染のおそれある場合に限定</li> <li>昭和52年3月15日以前に埋め立てられた埋立地についても条件が揃えば「埋立地特例区域」に指定</li> <li>要措置区域等における形質変更方法として、条件によっては「地下水位及び地下水質の管理」のみで施工可能</li> <li>要措置区域等の飛び地間の土壌の移動が可能</li> <li>認定調査の分析項目は、原則として区域指定対象物質のみ</li> <li>汚染土壌処理施設の種類の自然由来等土壌を利用するための施設として自然由来等土壌利用施設を追加</li> <li>汚染の拡散を引き起こさない方法で実施するボーリング調査は、要措置区域等における形質変更の届出が不要</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>台帳記載事項を追加</li> <li>埋め戻し土壌の品質管理方法を規定</li> </ul>

### 1 有害物質使用特定施設を設置している又は使用を廃止した工場又は事業場である土地の形質の変更に係る新たな規制

- 現行の法では、3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出の義務があり、土壌汚染のおそれがあると知事が認めるときに、土壌汚染状況調査を実施する必要があります。

- 有害物質使用特定施設を設置している又は使用を廃止した工場又は事業場については、特に土壤汚染が存在する可能性が高く、土地の形質の変更を行う場合には汚染の拡散を生ずるおそれがあることから、改正法では、既に条例で類似の規制を行っている自治体の施行状況（表2・表3）等を踏まえ、900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出が義務化されます。

表2 東京都条例による調査結果に基づく届出補捉率と面積補捉率  
(条例第117条により、敷地面積が3,000㎡以上の土地において土地の改変を行う場合に届出・調査が義務付けられる。これらのうち、敷地に有害物質使用特定施設があり、改変面積が、0㎡から3,000㎡未満のものを整理)

下限面積 (㎡)	届出補捉率 (%)	面積補捉率 (%)
100	92%	100%
300	80%	98%
500	70%	95%
900	51%	83%
1000	49%	82%
1800	34%	65%

平成22年度～平成25年度までの全114件、うち汚染有は56件(49%)

表3 名古屋市長条例による調査結果に基づく届出補捉率と面積補捉率  
(条例第55条により、特定有害物質等取扱工場等の敷地において土地の形質の変更の面積が500㎡以上3,000㎡未満の場合に届出・調査が義務付けられる。)

下限面積 (㎡)	届出補捉率 (%)	面積補捉率 (%)
900	57%	77%
1000	52%	73%
1800	26%	44%

平成25年度～平成28年度途中までの全42件、うち汚染有は22件(52%)

※補捉率：届出を必要とする形質変更面積の下限値を一定値としたときに届出・調査の対象となる割合（東京都条例については0～3,000㎡、名古屋市長条例については500～3,000㎡、の形質変更を行った全事例に対する割合）

## 2 地下浸透防止措置が行われている有害物質使用特定施設廃止後の調査

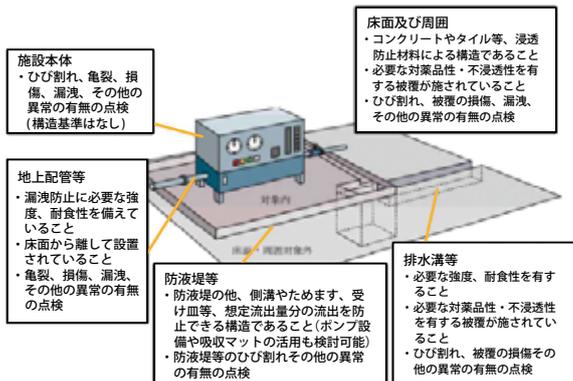
- 土壤汚染状況調査の一環で行う地歴調査により把握した情報に基づく汚染のおそれ区分<sup>※1</sup>において、改正水質汚濁防止法施行日（平成24年6月1日）以降に新設された有害物質使用特定施設が改正水質汚濁防止法第12条の4に定める構造基準等に適合し、また同法第14条第5項の規定による点検が適切に行われ、有害物質を含む水が地下に浸透したおそれがないことが確認<sup>※2</sup>できた場合、当該地下浸透防止措置の施された範囲は、「汚染のおそれが比較的多い土地」から「汚染のおそれがない土地」に取扱いが変更になります。

※1 調査対象地を汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次に掲げる区分に分類します。

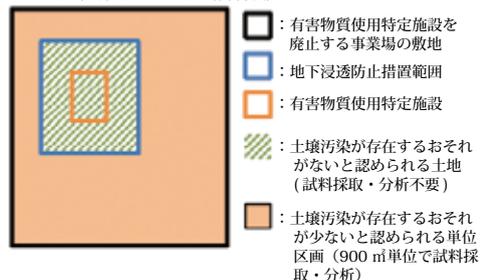
- (1) 汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地（試料採取は不要）
- (2) 基準不適合土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地（900㎡単位で試料採取）
- (3) 上記(1)及び(2)に該当する土地以外の土地（汚染のおそれが比較的多い土地）（100㎡単位で試料採取）

※2 地歴調査において有害物質使用特定施設の点検結果から有害物質の漏洩等の可能性があることが判明した場合や、改正水質汚濁防止法施行前（施設の新設前を含む。）における特定有害物質の履歴が確認された場合は、「汚染のおそれが比較的多い土地」に分類されます。

〈水質汚濁防止法の構造基準及び定期点検の方法の一例〉



〈新制度における地下浸透防止措置がされた土地での汚染のおそれの区分のイメージ（新制度）〉





## 特別管理産業廃棄物多量排出事業者の電子マニフェスト使用義務化について

千葉県環境生活部廃棄物指導課

2017年の廃棄物処理法の改正により産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化が行われ、2020年4月1日から特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は電子マニフェストの使用が義務化されます。

### 1 電子マニフェストの使用義務

電子マニフェスト使用義務の対象となるのは、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く）の排出量が50トン以上の事業場を設置する排出事業者であり、当該事業場で発生する特別管理産業廃棄物の処理委託に際しては、電子マニフェストを使用しなければなりません。

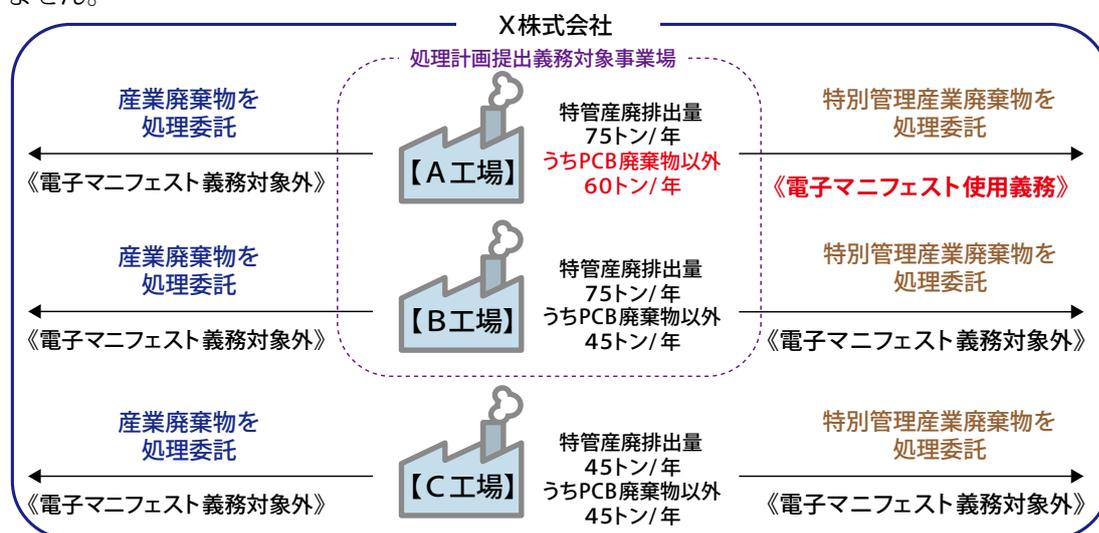


図 電子マニフェスト使用義務の対象例

2020年度の電子マニフェスト使用義務は、今年度（2018年度）の排出量で判断されますので、対象となる場合は2019年度中に準備が必要です。

### 2 電子マニフェストの使用が困難な場合

電子マニフェストの使用が困難と認められる以下のような場合は、紙マニフェストの交付が認められています。

- (1) 排出事業者等の電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない場合
  - 例：・排出事業者の機器がすべて故障して電子マニフェストが使えない
  - ・天災や停電等で排出事業者や処分業者等がインターネット回線を使えない 等
- (2) 電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
  - 例：・離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない
  - ・スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない 等
- (3) 常勤の従業員が、2019年3月31日において全員65歳以上で、排出事業者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

## 「我が家のCO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>スマート大作戦2018・冬」を実施しています

千葉県環境生活部循環型社会推進課

県では、地球温暖化対策の一環として、暖房や給湯需要により家庭のエネルギー消費が増加する冬季（12～2月）に、節電や省エネに取り組む家庭を応援するキャンペーンを実施しています。

「みんなで集まって暖房をする部屋を減らす（ウォームシェアを行う）」「照明をLEDに交換する」など20の節電・省エネのミッションに家庭で取り組み、その結果を県に報告いただいた方の中から、抽選で毎月10名様に「千葉の特産品（農産物・畜産物・水産物）」を差し上げます。

また、2回（2か月）以上報告いただいた方にはもれなく「特製チーバくんクリアファイル」と「チーバくん節電ピンバッジ」を差し上げます。



落花生（Qなっつ）

豚肉（チバザポーク）

金田産一番摘みあま海苔  
（千葉ブランド水産物）

### 1 趣旨・目的

2016（平成28）年9月に策定した千葉県地球温暖化対策実行計画において、2030年度の家庭のエネルギー消費量を2013（平成25）年度比30%削減することを目標の一つとして掲げています。

目標達成に向けた取組として、家庭からの二酸化炭素の排出が最も多くなる冬季に家庭の節電及び省エネルギーの意識向上を図るために実施するものです。

### 2 事業概要

#### <実施期間>

平成30年12月1日（土）から平成31年2月28日（木）まで

#### <参加方法>

- ① ミッションシートを入手し省エネに取り組む
- ② 電気・ガス・灯油・水道使用量のお知らせが届いたら結果を確認
- ③ 結果を県に報告

#### <報告期限>

各月分とも翌月の15日まで

#### <ミッションシート入手先>

- ① 県ホームページ  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/chikyuuukankyou/co2co2smart/home/index.html>
- ② 県地域振興事務所
- ③ 各市町村環境関係部署

特製チーバくんクリアファイル  
チーバくん節電ピンバッジ





## 「ちば環境学習応援団」を募集しています(随時募集)

千葉県環境生活部循環型社会推進課

千葉県では、県民等の自主的な環境学習及び環境保全活動を支援するため、講師派遣や施設見学、体験活動などにご協力いただける事業者を「ちば環境学習応援団」として登録し、県のホームページ等で紹介しています。

持続可能な社会の実現のため、また、県民との環境コミュニケーションの一環として、千葉県全体で環境保全意識の高揚につなげていけるよう、ぜひご協力をお願いします。



チーバくん

### 1 登録内容

(1) 登録種別 … 派遣型と受入型の2種類です。

種別	活動内容
派遣型	県内において、県民、学校、地域団体等が主催する環境学習及び環境保全活動に、依頼に応じて講師や助言者を派遣する。
受入型	県民、学校、地域団体等を施設に受け入れ、見学に併せて環境負荷低減のための技術や取組を紹介したり、自然体験等の学習機会を提供する。

(2) 専門分野及び活動内容 … ①～④の4種類です。

分野	活動内容
①地球温暖化	気候変動・温室効果ガス・再生可能エネルギー・省エネルギー・国際的取組 等
②自然・生物	自然観察や体験・自然環境の保全・生物多様性・野生生物の保護管理 等
③循環型社会	3R・ごみの処理・廃棄物削減・食品ロス・バイオマス・海岸漂着物・リサイクルやリメイク工作 等
④大気・水環境	大気汚染防止・エコドライブ・河川や湖沼等の水質・水の浄化・地質・化学物質 等

(3) 活動地域(派遣型のみ) … 活動可能な地域の範囲です。

①県内全域	②北西部	③北東部	④南部	⑤特定市町村
-------	------	------	-----	--------

(4) 活動対象 … ①～⑤の5つに分類されます。

①未就学児	②小学生	③中学生	④高校生	⑤一般
-------	------	------	------	-----

### 2 登録対象

過去5回以上の環境学習に係る講師派遣等の活動実績又は千葉県内に環境学習に係る対象施設を所有、管理している事業者等

### 3 登録手続き

所定の「応募用紙(第1号様式)」に必要事項を記載の上、千葉県環境生活部循環型社会推進課へ提出してください。

### 4 その他

詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。「ちば環境学習応援団」を募集します。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/kankyougakushuu/ouendan29.html>

応募用紙は上記ホームページからダウンロードできます。

### 【お問合せ先】

千葉県環境生活部循環型社会推進課 環境保全活動推進班 (TEL:043-223-4144)

## 地域部会活動

### 第1回君津部会

【10月24日（水）】

1. 事務報告等
2. 講演
  - ① 「有害大気汚染物質対策」
  - ② 「千葉県ボイラー等 NOx 指導要綱改正」
  - ③ 「水銀大気排出インベントリー」  
県大気保全課 黒須氏、仁平氏、坂本氏
3. 情報交換会



### 第2回君津部会

【12月13日（木）】

1. 施設見学会
  - ① 日本航空羽田整備場・安全情報センター
  - ② 崎陽軒 横浜工場



### 第1回習志野・八千代部会

【10月31日（木）】

1. 施設見学会
  - ① (株)クボタ 京葉工場
2. 情報交換会



### 第2回市原部会

【11月13日（火）】

1. 施設見学会
  - ① 千葉ヤクルト工場
  - ② 警察庁交通管制センター



### 第3回市原部会

【1月29日（火）】

1. 平成 30 年度活動報告
2. 平成 31,32 年度役員選出について
3. 講演
  - ① 「身近なアリとヒアリ」  
県生物多様性センター 大木 氏
4. 懇親会

### 第2回東葛北部部会

【2月8日（金）】

1. 施設見学会
  - ① サッポロビール(株) 千葉工場
2. 情報交換会

### 第2回長生・夷隅・安房部会

【11月30日（金）】

1. 協議会理事会報告
2. 各社の近況報告
3. 施設見学会
  - ① 東洋佐々木ガラス(株) 千葉工場





## 第1回船橋部会

【10月22日(月)】

1. 協議会理事会報告
2. 船橋行政設置委員会活動報告
3. 会員トピックス情報交換
4. 協議会事務局連絡
5. 施設見学会
- ① サッポロビール(株)千葉工場
6. 懇親情報交換会



## 第1回印旛・香取部会

【9月13日(火)】

## 第1回海匝・山武部会

【合同開催】

1. 施設見学会
- ① 中間貯蔵・環境安全事業(株) (J E S C O)
2. 情報交換会



## 第1回市川部会

【1月25日(金)】

1. 講演
- ① 「市川市の環境行政について」  
市川市環境保全課 高橋氏 他3名
2. 情報交換会

## 第1回千葉部会

【10月26日(金)】

1. 講演
- ① 「市再生可能エネルギー等導入計画」  
千葉市環境保全課 山内氏
- ② 「土壌汚染対策法の改正」  
千葉市環境規制課 佐久間氏
2. 協議会理事会報告
3. 意見交換会

## エコメッセ2018inちば(当協議会)



～ちばから発信 SDGs～

【10月8日(月・祝)】



千葉県最大の環境展が持続可能な社会の実現を目指して今年も盛況に行われ112団体の出展と9,000人の来場者が集いました。今年のテーマであるSDGs達成のため、我々ができることを一歩ずつ確実に進めていきたいと思ひます。



## 平成30年度 主な行事予定

すべて終了しました。

<b>◆研修会</b>		
5月11日(金)	公害防止統括者等研修(定期総会同日開催)	
7月17日(火)	公害防止管理者等育成研修(大気関係)	
9月11日(火)	廃棄物関係管理者研修(適正処理)	
9月20日(木)	公害防止管理者等育成研修(水質関係)	
10月18日(木)	廃棄物関係管理者研修(施設見学)	
11月15日(木)	公害防止管理者等育成研修(騒音・振動・悪臭関係)	
12月5日(水)	公害防止管理者等育成研修(実務講習)	
1月16日(水)	公害防止管理者等育成研修(化学物質関係)	
1月21日(月)	廃棄物関係管理者研修(資源循環)	
<b>◆ISOセミナー</b>		
6月14日(木)	EMS 内部監査活性化セミナー 1日コース	
11月27日～28日	ISO14001 内部環境監査員養成セミナー 2日間コース	
<b>◆公害防止受験講習</b>		
7月24日～26日	水質1回目 3日間コース	
8月20日～22日	水質2回目 3日間コース	
7月30日～1日	大気1回目 3日間コース	
8月8日～10日	大気2回目 3日間コース	
8月20日～21日	騒音・振動関係	
8月8日～9日	ダイオキシン類	
<b>◆環境イベント</b>		
6月9日(土・祝)	いちほら環境フェスタ	
6月23日(土)	ふなばし環境フェア	
10月8日(月・祝)	エコメッセ in ちば2018	
1月24日(木)	第18回千葉県廃棄物適正処理推進大会	昨年の受賞者

## 事務局よりお知らせ

- 各種情報はメールでも配信します。また、当協議会HPは随時更新しておりますので、最新情報をご確認ください。メール配信の必要な方は事務局へご連絡ください。
- 平成最後を締めくくる今回の会報は通巻100号を達成しました。これまで会報に携わっていただいた方々に心から感謝申し上げます。長年の主なイベントを“歩み”として纏めましたが、もっと詳しく知りたいという方は事務局にお越しくください。創刊号から全号を揃えてあります。(HPからも全てのバックナンバーが閲覧できます。)

\*\*\*\*\* 会報100号編集からの掘り出し物 \*\*\*\*\*

- 創設当時の研修会は丸一日(現半日)開催でした。
- 当時の公害防止受験講習参加者は600名(現150名程度)もいた。
- 公害防止管理者テキストの料金は当時2,600円(現9,720円)。
- 長年事務局の顔である菅谷さんは36年間、松崎さんは30年間勤められました。
- 会報で最もページ数が多いのは1998.8月第59号61ページ。2枚のB4差込あり。



当時の研修会

# 香り、姿なき存在感。

## 曾田香料株式会社

SODA AROMATIC Co., Ltd.

本社事務所 〒103-8366 東京都中央区日本橋堀留町2-2-1 TEL. (03) 5645-7340  
大阪支店 〒542-0081 大阪市中央区南船場1-16-13 堺筋ベストビル603号 TEL. (06) 6252-4355  
札幌営業所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西4-1 札幌三井JPビル19階 TEL. (011) 222-4592  
工場 野田、郡山、岡山



## いつでも新鮮 しぼりたて **生**しょうゆ

なま



鮮やかな色      さらりとしたうまみ      おだやかな香り      加熱で際立つ香ばしさ

「いつでも新鮮 しぼりたて **生**しょうゆ」は  
火入れ（加熱処理）をしていない  
しぼりたての「生」のしょうゆ。  
酸化を防ぐ密封ボトルが  
フレッシュな味わいをキープします。

【お問い合わせ】キッコーマンお客様相談センター  
☎ 0120-120358 (月～金 9:00～17:00 祝日を除く)

**kikkoman**   
おいしい記憶をつくりたい。

天然ガス

我が国で最も歴史ある天然ガス事業会社としてクリーンエネルギーを安定的に供給しています。

<http://www.gasukai.co.jp/>

千葉県から未来へ、  
貴重な国産資源を  
お届けします。

ヨウ素

造影剤、殺菌剤、触媒などの幅広い分野で利用されています。今後も用途が拡大していく有望な資源です。

千葉県の資源開発事業会社として、天然ガスとヨウ素というふたつの貴重な国産資源の開発を通じ、皆様の日常生活のお役に立てるよう日々努力を重ねています。今後も、天然ガスとヨウ素を事業展開の核としながら、その周辺事業に対しても力を注いで、より良い社会実現のために、成長・発展を目指してまいります。

かん水  
フルボ酸

悠久の時間が生んだ古代の恵み。肥効促進効果により植物の生長を助ける天然の有機物です。

K&O エナジーグループ

関東天然瓦斯開発株式会社

Kanto Natural Gas Development Co.,Ltd.

〒297-8550 千葉県茂原市茂原661



SDGs (Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットです。当グループでもSDGsの目標に貢献できるような様々な取り組みを行っています。

オフィスの「ない」をすぐにお届け!

# たのめーる

オフィス用品のことなら、総合通販サイト「たのめーる」におまかせください。大塚商会ならではのPC関連商品をはじめ、文具や日用品、環境対応商品も数多く取りそろえ、お客様の「困った」を解決します!

**送料無料で経費削減!**

1回のご注文金額が300円(税込)以上の場合は配送料無料となります。欲しいものを、欲しい時に少量からご発注いただけます。

\*300円(税込)未満のご注文は、配送料216円(税込)をご負担いただけます。沖縄・離島へのお届けについては、別途送料がかかります。

**約110万点の品ぞろえ!**

文具・生活用品からパソコン・工具・介護用品まで幅広いアイテムを取りそろえています。

また、オリジナルブランド「TANOSEE」商品も充実!

**環境対応商品も充実!**

リサイクルトナーなど、オフィスの環境を考え、地球に優しい環境対応商品を数多く取りそろえています。

**当日・翌日お届け!**

最短で当日または翌日お届けいたします。

※可能エリア地域に限ります。

24時間365日ご注文可能です。FAXでもインターネットでも簡単に注文できます。

たのめーる

大塚商会

豊富な品ぞろえのオフィス用品通販なら「たのめーる」

検索と検索ください!

株式会社大塚商会

<https://www.tanomail.com/>

東京本社 〒102-8573 東京都千代田区飯田橋2-18-4  
札幌・仙台・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・福岡

## ■ 編集後記 ■

一昨年(2017年)秋より「チバニアン」という言葉がマスコミ報道等で頻繁に耳にするようになり、市原市田淵の養老川沿いの露頭(千葉セクション)には、休日ともなれば多くの人が訪れ崖(露頭)を観察しています。

現在、複数の大学・研究所が参画した研究グループにより、この「千葉セクション」が、国際境界模式地(Global Boundary Stratotype Section and Point, GSSP)に認定されるよう国際層序委員会(International Commission of Stratigraphy)に申請が行われ、昨秋、第2段階の審査を通過したところです。これが認定されれば、約77万年前～12万6千年前の地質時代に名称として「チバニアン」(ラテン語で「千葉の時代」)が与えられます。我が国初の快挙の報を待ちましょう。

ところで、あまり知られていませんが、地下のチバニアンは帯水層として有名で、千葉セクションに近接した砂層は名水100選に選ばれる名水であり、また、今から20年程前に稼働を停止した市原地区の天然ガス採取層も一部含まれています。

わたしたちは、これからも、この自然の恵みに感謝し、限りある大切な天然資源を守っていききたいと思います。

さて、末筆となりましたが、本号は1975年(昭和50年)10月の創刊以来、第100号という記念すべき発行となりました。千葉県の豊かな自然を後生に残すため、環境保全活動に真摯に取り組まれ、努力を重ねられた先達の皆様に心から敬意を表したいと思います。

KNGD:AS

### 会 報 第 100 号

発行年月 平成31年1月  
発 行 者 一般社団法人 千葉県環境保全協議会  
会 長 高瀬 太  
千葉県中央区長洲1-15-7 森林会館内  
電話 043(224)5827  
印 刷 株式会社 アイポップ  
千葉県長生郡睦沢町上市場1831  
電話 0475(40)3700

表紙写真：  
タイトル 「甘い香りに誘われて」  
宇部興産(株) 霜崎 喜栄 氏 提供

### 事務局からのお知らせ

#### 会報表紙写真の募集をします (随 時)

会報“kanhokyo”は、表紙写真を会員のみなさまから募集いたします。

2回発行の夏号(8月)と新春号(1月)の表紙写真としてふさわしい作品を編集委員会にて選考させていただきます。

掲載にあたっては、薄謝を贈呈致しますのでふるってのご応募をお待ちします。

#### ● 編集委員

キッコーマン(株)、曾田香料(株)  
関東天然瓦斯開発(株)、宝酒造(株)

